

令和6年6月27日

関 係 各 位

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部
岡山障害者職業センター所長

就業支援基礎研修の終了等について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、当センターの業務運営には日頃より格別のご配意をいただき、深く感謝申し上げます。
さて、令和7年度から「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」（以下、「基礎的研修」という。）を開始することに伴い、就業支援基礎研修は下記のとおりとなりますので、ご了承ください。

記

1. 就業支援基礎研修の終了

就業支援基礎研修の実施は令和6年度までとなります。

2. 基礎的研修の開始

「基礎的研修」は令和7年度の早期から開始する予定です。

3. 就業支援基礎研修の終了に係る取り扱い

就業支援基礎研修の「就労支援員対応型基礎研修」に限り、就労支援員対応カリキュラムの一部の科目を欠席した方については、その科目を次回以降かつ翌年度末までに受講した場合に修了したものとしますが、令和6年度は当該年度中に受講した場合に限り、修了したものとします。

4. 就労支援関係研修修了加算の取り扱い

就業支援基礎研修の「就労支援員対応型基礎研修」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年度厚生労働省告示第523号。以下「基準」という。）の就労支援関係研修修了加算における「別に厚生労働大臣が定める研修」として定められた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修」（平成21年厚生労働省告示第178号）第1号の「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19号第1項第3号に掲げるセンターにおいて基準第175条第1項第2号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うにあたって必要な基礎

知識的知識及び技能を習得されるものとして行う研修」として実施するものとされています。

就労支援員対応型基礎研修が令和6年度で終了することに伴い、当該研修修了加算の取り扱いについては、各都道府県の担当窓口（障害福祉課等）にお問い合わせください。

5. 基礎的研修が必須となる方

次の四者については、基礎的研修の受講が必須となります。

- ・ 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者
- ・ 障害者就業・生活支援センターの生活支援担当者
- ・ 就労移行支援事業所の就労支援員
- ・ 就労定着支援事業所の就労定着支援員

なお、これら四者は、就業支援基礎研修修了者であっても基礎的研修の受講は必要となります。ただし、令和7年度までに次の研修を修了した場合は、基礎的研修の受講を必須としません。

- ・ 障害者就業・生活支援センター主任就業支援担当者研修
- ・ 障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修
- ・ 職場適応援助者養成研修
- ・ 職場適応援助者支援スキル向上研修

6. 経過措置

令和7年度より、障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修又は職場適応援助者養成研修又は職場適応援助者養成研修を受講するためには、基礎的研修を修了していることが受講の要件となります。ただし、当面の間は経過措置として、基礎的研修の修了が受講の要件としない措置が図られる見込みです。

7. 就業支援実践研修の終了

基礎的研修の開始に伴い、新たな研修体系に基づく階層研修が開始されるため、就業支援実践研修の実施は令和6年度までとします。